平成２９年（フ）第２６４号
千葉県柏市今谷上町40－２　ＡＤ南柏Ｃ106、住民票上の住所千葉県柏市青葉台１丁目27番28号
破産者　清水　幸一
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３２９号
千葉県松戸市小金原５丁目７番地の20　サバス21－201号
破産者　山口　昌彦
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３３０号
千葉県松戸市小金原５丁目７番地の20　サバス21－201号
破産者　山口　淳子
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３６６号
千葉県柏市名戸ケ谷1157番地　高倉アパート２Ｆ
破産者　下仮屋一朗
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３８４号
千葉県柏市末広町９番２号
破産者　株式会社Ｓａｒｒｙｓ　Ｄｉｎｉｎｇ
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３８５号
千葉県柏市旭町４丁目11番８号　レグレス206号
破産者　浅利　宏一
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４６１号
千葉県松戸市上本郷3919番地　クヴァールティア上本郷401号
破産者　松田　宏人
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４９１６号
大阪府大東市三箇３丁目10番５号
破産者　株式会社エンゼルトランスポート
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６９０号
大阪市北区天神橋３丁目８番９号新末広ビル502Ａ号室
破産者　株式会社日東テック
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４７２号
大阪市中央区日本橋２丁目５番12号
破産者　株式会社ミナミ陳列製作所
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０２９号
大阪府東大阪市衣摺３丁目14番16号
破産者　株式会社佐伯電設
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２０５号
大阪府東大阪市渋川町１丁目３番９号
破産者　株式会社ライズンテック
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４号
和歌山県田辺市栄町９番地
破産者　有限会社川熊商店
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第５８２号
広島市中区寺町５番31－102号
破産者　有限会社多鶴花
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４号
広島市安佐南区長楽寺１丁目15番２号、商業登記簿上の本店所在地広島市安佐南区長楽寺１丁目18番20号
破産者　有田木材株式会社
1　決定年月日　平成29年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６５号
千葉県成田市不動ケ岡1865番地１
破産者　松村　祐治
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１１０号
千葉県富里市根木名787番地７
破産者　山口　賢治
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１５０号
千葉県富里市七栄35番地59
破産者　引田　康貴
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１７１号
千葉県富里市日吉台４丁目７番地９－203号
破産者　有限会社明友コーポレーション
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２０７号
千葉県印西市大森2614番地２　リーベディッヒ大森118号
破産者　藤森　義明
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２３７号
千葉県四街道市鹿放ケ丘569番地４（フローラⅠ103）
破産者　月足　友紀（旧姓磯部）
1　決定年月日　平成29年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部